

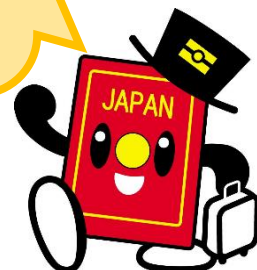
旅券発給を申請される皆様へ

# 令和3年10月1日から

## 旅券発給手数料の納付方法

### が変わります

現在、旅券発給に係る国の手数料は収入印紙、鳥取県の手数料は鳥取県収入証紙により納付することとなっていますが、証紙制度の廃止に伴い、鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了します。  
令和3年10月1日からは以下の納付方法に変わりますので御注意ください。



### 令和3年10月1日からの旅券発給手数料納付方法

①又は②の方法で納付いただくことになります。

#### ① 県庁本庁舎及び中・西部総合事務所の窓口での県手数料納付＋収入印紙購入

- ・県手数料は、現金、電子マネー、クレジットカードで納付できます。
- ・収入印紙も購入することができます（現金払での購入）。
- ・納付時に渡されるレシートを必ず旅券交付時にお持ちください。

納付窓口の場所			取扱時間
県庁	(地階)	売店	平日午前8時30分から午後6時まで
中部総合事務所	(2号館1階)	食品衛生協会	平日午前8時30分から午後5時15分まで
西部総合事務所	(本館A棟3階)	食品衛生協会	平日午前8時30分から午後5時15分まで

#### ② 窓口でお渡しする県の納付書による県手数料納付＋収入印紙購入

- ・県手数料は、郵便局（ゆうちょ銀行）、銀行、コンビニで納付書による現金払いで納付できます。
- ・郵便局では収入印紙も購入することができます（現金払での購入）。
- ・納付書控え2枚（本人用・届出用）を必ず旅券交付時にお持ちください。
- ・県窓口で時間外又は日曜日に交付を希望される方、市町窓口で申請される方はこの方法を御利用ください。

#### ■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり県の手数料の納付に使用できます。（令和4年4月1日以降は使用できませんのでご注意ください）

#### ■使用予定がない証紙の払い戻し

令和4年3月31日までに使用しない収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより御指定の口座に返還されます。

※ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。

※手続きの詳細が決まり次第、鳥取県庁ホームページでお知らせします。



<問い合わせ先>

#### ○旅券発給手数料の納付に関すること

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局交流推進課 多文化共生・旅券担当  
電話：0857-26-7108（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）

#### ○鳥取県収入証紙に関すること

鳥取県会計管理局会計指導課 電話：0857-26-7437  
（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）